

地域密着型通所介護デイサービスかすがいの家 事業重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名 デイサービスかすがいの家
所在地 笛吹市春日居町小松1013番地
事業所指定番号 1971800451
連絡先 ☎ 0553-26-3621 FAX 0553-21-6022
サービス提供地域 笛吹市

2. 事業所の職員体制等

管理者(介護者兼務) 1名
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 1名以上(非常勤含む)
機能訓練指導員 1名

3. 営業日及び営業時間

営業日 毎週 月曜日～土曜日(祝日も実施)
(但し、12月31日～1月3日は除く)
営業時間 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間 午前9時15分から午後4時15分

4. 通所介護の内容等

(1)サービスの内容

時 間	内 容
8:30～ 9:15	送迎
9:15～10:00	バイタルチェック・体温・血圧等・水分補給・朝の挨拶
10:00～12:00	体操・アクティビティ・入浴等
12:00～12:30	昼食・口腔ケア
12:30～14:00	静養・アクティビティ・入浴
14:00～15:15	集団体操・外出他
15:15～16:15	おやつ・レクレーション・お帰り準備等
16:15～	送迎

(2)サービスの利用に当たっての留意事項

利用者は、次の点に留意する。

- ①気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ②施設、設備等は、他の迷惑にならないように利用する。
- ③利用中止については、当日の朝連絡でもかまわない。

5. 利用料金・その他の費用

(1)利用料金

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金のうち、介護給付額の1割から3割自己負担となります。

基本介護報酬	算定科目 地域密着型通所介護費		介護給付費		
			1割	2割	3割
	7時間以上 8時間未満	要介護1	753 単位	1,506 単位	2,259 単位
		要介護2	890 単位	1,780 単位	2,670 単位
		要介護3	1,032 単位	2,064 単位	3,096 単位
		要介護4	1,172 単位	2,344 単位	3,516 単位
		要介護5	1,312 単位	2,624 単位	3,936 単位

通所1回につきの算定単位になります。

	1割	2割	3割
入浴加算Ⅰ	40 単位	80 単位	120 単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	36 単位	54 単位
認知症加算	60 単位	120 単位	180 単位
中重度者ケア体制加算	45 単位	90 単位	135 単位
個別機能訓練加算Ⅰイ	56 単位	112 単位	168 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	12.7%		
以下は介護保険適用外			
昼食・おやつ代	700 円		

(2)請求方法

月末締めとし、事業所より次月に請求書を送付または直接お渡しします。

(3)お支払い方法

- ・山梨中央銀行口座振替もしくは振込にて対応
- ・振込先口座

山梨中央銀行春日居支店普通口座:0129288 口座名義:有限会社陽光代表取締役長田正浩

(4)キャンセル料

病状の急変、入院以外の利用日当日のキャンセルは保険外給付分を徴収させていただきます。

- (5)法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る費用、区分支給限度基準を超える単位数に関しては10割負担にて当事業所が請求する場合があります。

6. 緊急時における対応方法

通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡致します。また、緊急連絡先に連絡致します。

①主治医: _____ 連絡先 _____

②協力医療機関: _____ 連絡先 _____

③緊急連絡先: _____ 連絡先 _____

介護事故防止担当 管理者: 柳富美子

7. 苦情処理

通所介護支援に関するご相談・苦情等は下記にて受付けます。

(1) 当事業所における苦情の受付

①苦情受付窓口 管理者: 柳富美子

②受付先 ☎0553-26-3621

③休日 年末年始(12月31日～1月3日)、日曜日

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ①窓口で受けた苦情については、受付した担当者が概要、処理結果を記録する。その場で対応可能なものであっても、必ず責任者に連絡をして、処理内容を決定し、利用者に伝達する。
- ②上記によっても苦情処理を行えない場合については、会議を行い決定する。また必要に応じて、弁護士に相談し、決定する。
- ③利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。
- ④苦情内容によっては、行政窓口を紹介する。

(2) 行政機関その他苦情受付機関(下記参照) ※いずれも土日祝祭日、年末年始はお休みとなります。

笛吹市役所介護保険課

(住所) 笛吹市石和町市部 800 ☎055-261-1903

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

虐待防止担当者 管理者

8. 第三者評価の実施無

9. 通所介護計画

当事業所は、適切なサービスを提供するために、介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に基づいた通所介護計画書を作成し、その計画に沿ったサービスを提供致します。外出を伴う訓練を実施する場合があります。計画書は利用者に説明・交付すると同時に介護支援専門員に提出しますので、同意頂ける場合はご署名して下さい。

【説明確認欄】

_____年_____月_____日

サービス契約の締結に当たり、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 笛吹市春日居町小松1013番地

名 称 デイサービスかすがいの家

説明者 _____

サービスの契約の締結に当たり重要事項の説明を受けました。

_____年_____月_____日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

(代理人を選出した場合)「関係 _____」

代理人 住 所 _____

氏 名 _____